

資料編 (II)

参考資料

参考資料

- (1) 「教育改革に関する第2次答申」(抜粋) [昭和61年4月23日 臨時教育審議会] (135)
- (2) 「大学院制度の弾力化について(答申)」(抜粋) [昭和63年12月19日 大学審議会] (136)
- (3) 文部大臣の審議要請(抜粋) [平成元年3月14日 大学審議会総会] (137)
- (4) 「学位授与機関の創設について(答申)」 [平成3年2月8日 大学審議会] (138)
- (5) 学位授与機関の創設調査組織要項 [平成2年6月8日 文部大臣裁定] (141)
- (6) 学位授与機関創設調査室及び創設調査委員会組織運営要項
[平成2年6月8日 総合研究大学院大学長裁定] (142)
- (7) 「学位授与機構の構想の概要について」
[平成3年2月 学位授与機関創設調査委員会] (143)
- (8) 「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律及び学位規則の一部を改正する省令の施行について」 [平成3年6月24日 文高大第207号] (151)
- (9) 「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」
[平成3年3月6日 衆議院文教委員会, 平成3年3月26日 参議院文教委員会] (154)
- (10) 新しい学士への途(平成4年9月版)(ただし, 資料編を除く) (155)
- (11) 短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科を修了する見込みの者に係る学士の学位授与申請の取扱いについて [平成5年5月31日 学機構学第53号] (169)
- (12) 同 別添写 「短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科の修了及び学士の学位の取得が見込まれる者に係る大学院の入学選抜の取扱いについて」
[平成5年5月31日 文高大第215号] (170)
- (13) 「行政改革委員会規制緩和委員会最終報告書」(抜粋)
[平成9年12月4日 行政改革委員会 規制緩和委員会] (172)
- (14) 「高等教育の一層の改善について(答申)」(抜粋)
[平成9年12月18日 大学審議会] (173)
- (15) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」(抜粋)
[平成10年10月26日 大学審議会] (174)
- (16) 「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)」(抜粋)
[平成12年11月22日 大学審議会] (175)
- (17) 「短期大学及び高等専門学校の在り方について」総会への審議経過報告(抜粋)
[平成12年11月22日 大学審議会短期大学及び高等専門学校の在り方に関するワーキンググループ] (176)
- (18) 各専攻分野の学位授与申請者数及び授与者数の年次推移 (177)
- (19) 各専攻分野の基礎資格別学位授与者数 (179)
- (20) 各年度における短期大学・高等専門学校の専攻科認定状況 (180)
- (21) 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧 (181)
- (22) 大学評価・学位授与機構認定課程(各省庁大学校)及び学位授与者数一覧 (190)
- (23) 新しい学士への途(平成13年度版)(全文) (191)
- (24) 機構刊行物一覧 (227)
- (25) 機構ホームページ (230)

(1)

「教育改革に関する第2次答申」(抜粋)

昭和61年4月23日
臨時教育審議会

第2部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革

第4章 高等教育の改革と学術研究の振興

第1節 高等教育の個性化・高度化

(2) 高等教育機関の多様化と連携

エ. 生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する。

- ④ 単位累積加算制度とは、1つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格が認定される制度である。加算認定、卒業資格の認定は各大学が行う。また、大学と大学以外の高等教育機関の間での単位互換制度を検討するとともに、その単位の累積による卒業資格を認定したり、大学院を置かない大学や大学以外の高等教育機関における学習や研究を評価して、それらの修了者に学士号を含む学位を授与する道を開くため、学位授与機関の創設について検討する。

(2)

「大学院制度の弾力化について（答申）」（抜粋）

昭和63年12月19日
大 学 審 議 会

II 具体的な方策

三 大学院の教育課程に関する事項

(一) 教育方法、形態

⑤ 大学院教育を中断した者が再度大学院に入学した場合に、大学院において教育上有益と認めるときは、既に修得した単位を当該大学院で修得したものとみなすことが適切である。

⑤ 単位の累積加算

ア 今後、本格的な生涯学習時代を迎え、社会人が大学院に入学、再入学することが増加すると予想される。このため、大学院教育を中断した者が再度大学院に入学した場合に、当該大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院で修得した単位を含め、これまで修得した単位を当該大学院で修得したものとみなすことが適切である。

イ なお、一つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合に、学位が授与されるいわゆる単位累積加算制度については、学位授与機関の在り方に関する検討や学部段階における単位累積加算制度の検討との関連もあり、今後更に検討する必要がある。

(3)

文部大臣の審議要請（抜粋）

平成元年3月14日
大学審議会総会

大学審議会におかれましては、一昨年10月の「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」という諮問に基づき、種々の角度から精力的にご審議頂いているところでありますが、本日は、私が平素、大学等の充実と改革に関する重要課題と考えておりますことについて申し述べ、委員各位の忌憚のない御意見を承りますとともに、引き続き、これらにつきまして、本審議会において改めて重点的にご審議頂きますよう、お願いする次第であります。

第三は、学位授与機関の創設についてであります。

生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度（複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士の称号を付与するという制度）を設けるとともに、大学や大学院と実質的に同程度の教育研究が行われている高等教育機関について、その修了者に対し、学士の称号の付与、学位の授与を行い得るようにする必要があると考えております。

このため、イギリスの全国学位授与評議会、いわゆる CNAА のような、大学と同様の権限を有する学位授与機関を我が国にも創設いたしたいと考えておりますので、その具体的な構想について、国際的な通用性にも配慮しつつ、ご検討頂きたいと存じます。

(4)

「学位授与機関の創設について（答申）」

平成3年2月8日
大学審議会

はじめに

本審議会は、昭和62年10月29日、文部大臣から、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」諮問を受けて以来、多岐にわたる高等教育改革の課題について調査審議を進めている。

このうち学位授与機関の問題については、大学教育部会（昭和63年9月設置）及び大学院部会（昭和63年3月設置）において、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等の観点から調査研究を行ってきた。この場合、現行制度においては、大学卒業者の称号として位置付けられている学士について、諸外国と同様に学位を位置付けることを前提に検討を行った。また、2度にわたって両部会における審議の概要を総会に報告して公表するとともに、関係者からのヒアリングを行うなど専門的かつ慎重な審議を重ねてきた。

本審議会は、その結果に基づき、さらに総会で審議を行い、このたび、学位授与機関の創設について結論を得たので、逐次答申の要請に応じ、ここに答申を行うものである。

1 学位授与機関の必要性

① 今日、生涯を通じての学習活動への関心・意欲はますます高度化、多様化してきており、また、急激な社会の変化と進展に対応し、たえず新たな知識、技術を修得できるような教育システムの形成が求められている。

このような社会的な要請に応えるためには、大学が、科目登録制（特定の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）やコース登録制（コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）などいわゆるパートタイムでの学習機会の提供や、大学以外の高等教育段階の学習の成果を大学の単位として認定すること、さらには、これらの多様な学習の成果の累積による学士の学位の授与を行い得るような、制度の弾力化を図る必要がある。

② しかしながら、大学は、当該大学に在籍する学生に対する教育を行い、その成果を評価して学士の学位を授与するものであるから、現に大学に在籍していない者を含めて、個々の大学をこえた複数の大学における学習の成果や、大学以外の高等教育段階における多様な学習の成果を適切に評価し、これに学士の学位を授与し得るようになるためには、個々の大学による学士の学位の授与だけでは必ずから限界がある。

③ 一方、学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するものとされている。この考え方は、国際的にも原則として定着しており、かつ、我が国の学位の国際的通用性を考えると、大学による学位授与という原則は、基本的に維持する必要がある。

④ したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、様々な履修形態による多様な学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、高等教育修了の証明としての学士の学位を授与するという社会的な要請に的確に応えるためには、国公立の大学関係者の参画を得て、大学と同様に自主的な判断により学位を授与する独立の機関として、学位授与機関を創設する必要がある。

- ⑤ また、高等教育段階の教育施設のなかには、大学のほかにも、大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的・体系的に行っている教育施設がある。

これらの教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者については、その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与し得るようにすることが要請されている。

- ⑥ しかしながら、これらの教育施設は、大学とは趣旨、目的、使命を異にするものであるから、これらを学位授与権を有する大学として認可することはできない。また、これらの大学以外の教育施設に学位授与権を認めることは、大学による学位授与という原則に照らして適当ではない。

したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、このような要請にに応じていく上でも、学位授与機関の創設が必要である。

2 学位授与機関の役割

- ① 短期大学・高等専門学校卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与

① 複数の高等教育機関で履修し、修得した単位を評価するシステムとしては、短期大学や高等専門学校から大学への編入学、大学・短期大学間の単位互換、再入学時の既修得単位の認定等の制度が設けられているが、これらは、いずれも最終的には、大学の正規の課程の卒業を必要とするものである。

② 今後の生涯学習ニーズの高度化、多様化に対応し、将来的には、単位の累積のみにより、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者について、広く学士の学位を授与する途を開くことも考えられる。しかしながら、このような単位の累積のみによる学士の学位授与のシステムを直ちに導入することについては、累積する単位の内容や学士の学位授与の要件等、なお慎重に検討を要する課題があると考えられる。

このため、当面、現行制度を一步進め、大学等において相当程度まとまった教育を受けた者が、さらに、いわゆるパートタイムでの履修等により、一定の学習を体系的に積み重ね、大学の修了者と同等の水準にあると認められる場合に、学士の学位を授与する途を開くことが適当であると考えられる。

③ したがって、学位授与機関においては、当面、大学に一定期間在学した者や、現行制度上大学への編入学が認められている短期大学卒業者及び高等専門学校卒業者が、そのまとまりのある履修の成果を基礎として、さらに大学の科目登録制又はコース登録制や短期大学の専攻科において一定の単位を体系的に修得し、学位授与機関の定める要件を満たした場合に限って、学士の学位を授与することとすることが適当である。

④ その際、特に短期大学の専攻科における履修の成果の評価に当たっては、全体としての学校体系の整合性を十分考慮しつつ、学位授与機関において適切に評価して学士の学位の授与を行い得る仕組みを整える必要がある。

⑤ また、本審議会では、別途「高等専門学校教育の改善について」答申を行い、高等専門学校に専攻科を設置する途を開くよう提言しているが、そのような制度改正が行われた場合には、高等専門学校の専攻科における履修の成果についても、短期大学の専攻科と同様の取扱いを考慮する必要がある。

⑥ なお、一般的な単位累積加算システム等高等教育レベルの学習成果の評価の在り方については、本審議会において、学位授与機関の展開の状況を考慮しつつ、引き続き検討していくことが必要であるが、学位授与機関においても、その役割にかんがみ、このことに関しての具体的な調査研究機能を果たすことが適当である。

- ② 高等教育段階の学習機会に関する情報の提供

① 学位授与機関が、その活動を通じて収集した高等教育段階の学習機会に関する情報を、広く

大学等の高等教育機関や学習者に対して提供し、様々な形態による学習機会へのアクセスとその学習の成果の適切な評価に資することが適当である。

② また、中央教育審議会の「生涯学習の基盤整備について(答申)」(平成2年1月30日)において、生涯学習に関する情報の提供や、各種の生涯学習施設相互の連携を推進し、人々の生涯学習を支援するため、それぞれの地域の生涯学習の推進のための中心機関となる「生涯学習推進センター」の設置が提言されている。今後、このようなセンターの設置が進めば、学位授与機関が、これらのセンターと連携することにより、その情報提供を効果的に行っていくことを検討することが望まれる。

㉔ 大学以外の高等教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学位授与

① 大学以外の教育施設のうち、大学・大学院と同等の水準の教育研究を実施していると認められる一定の要件を備える施設において、組織的・体系的な教育を受け、学位授与機関の定める条件を満たした者に対して、学位授与機関が、これらの者からの申請に基づき、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与することとする。

② このため、学位授与機関は、当該教育施設の課程において大学・大学院と同等の水準の教育研究が実施されているかどうかを審査するとともに、例えば、一定期間ごとに当該課程における教育研究の実施状況を審査したり、当該課程のカリキュラム等を変更するときには改めて審査することとすることなど、学位授与水準を確保するための当該課程に対する審査の仕組みを設けることとする。

③ 審査の対象となる課程については、学位授与機関は、大学による学位授与という原則を維持しつつ、大学以外の教育施設において組織的・体系的な教育を受けた成果を評価して、学位を授与し得る途を開くものであることにかんがみ、次のような条件を満たすものについて、学位授与機関が個別に判断し、認定することが適当である。

1) 当該課程が、専ら国の特定機関の職員を対象とすること等の理由により、学校教育法及び国家行政組織法体系上、大学・大学院の課程としては設置できないものであること。

2) 教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等が大学・大学院の課程と同等と認められるものであること。

3) 学校教育法体系において大学以外の学校の正規の課程として位置付けられているものではないこと。

④ また、学位授与機関が学位授与を行うに当たっては、上記により大学・大学院と同等と認められた課程の修了者について学位授与機関の定める要件を満たすかどうか慎重に審査を行い、特に修士、博士の学位については、当該課程の修了者に対して学位授与機関が論文審査等を行うなど、十分な審査を行う仕組みを設ける必要がある。

⑤ なお、学位授与機関が行う修士、博士の学位の授与については、上記③の課程において体系的・組織的な教育を受けた者だけを対象とするものであり、学位授与機関は論文博士の授与を行わないことが適当である。

3 学位授与機関の位置付け等

学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与することが国際的にも原則とされていることから、学位授与機関は、国公私立の大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自律的に学位授与を行う、大学の延長線上の機関として、大学共同利用機関と同様の位置付けを行い、同様の運営の仕組みを設ける必要がある。

また、その組織編制等については、その専門的な任務の遂行及び学位の水準の確保の観点から、主要な専門分野については、所要の専任の教員等を配置するとともに、専門分野ごとに専門委員会を設け、高度の学識を有する国公私立大学の教員・研究者等の参加を得て、大学関係者が共同して適切な審査を行い、学位を授与する体制を整えることが必要である。

(5)

学位授与機関の創設調査組織要項

平成2年6月8日
文部大臣裁定

1. 当分の間、総合研究大学院大学（以下「準備大学」という。）に、学位授与機関の創設調査に関する事務を処理するため、創設調査室を置く。
2. 創設調査室に、室長、主幹その他必要な職員を置き、室長は準備大学の長が適当と認める者をもって、主幹は事務職員をもってそれぞれ充てる。
3. 準備大学に学位授与機関の組織編成、施設・設備その他の創設調査に関する重要事項を審議する機関として、創設調査委員会を置く。

創設調査委員会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

4. 創設調査委員会は、準備大学の長が適当と認める者で組織する。
5. 創設調査室の事務室は、文部省内に置く。
6. その他創設調査室及び創設調査委員会の運営等に関する細目については、準備大学の長が定める。

附 則

この要項は、平成2年6月8日から実施する。

(6)

学位授与機関創設調査室及び創設調査委員会組織運営要項

平成2年6月8日
総合研究大学院大学長裁定

(目的)

第1条 この要項は、学位授与機関の創設調査組織要項（平成2年6月8日文科大臣裁定）第6項の規定に基づき、学位授与機関創設調査室（以下「創設調査室」という。）及び学位授与機関創設調査委員会（以下「創設調査委員会」という。）の円滑な運営を図るため、その組織及び運営に関する細目を定めることを目的とする。

(創設調査室)

第2条 創設調査室においては、学位授与機関（以下「機関」という。）の創設調査に関する事務を処理する。

- 2 創設調査室に、室長、主幹その他必要な職員を置く。
- 3 室長は、学長が適当と認める者をもって充て、創設調査に関する事務を総轄する。
- 4 主幹は、事務職員をもって充て、上司の命を受けて事務を処理する。

(創設調査委員会の任務)

第3条 創設調査委員会は、機関の創設に関する重要事項を審議する。

- 2 創設調査委員会においては、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 機関の組織編成及び運営上の諸問題に関する事項
 - 二 機関の施設・設備に関する事項
 - 三 その他創設調査委員会が必要と認めた事項

(創設調査委員会の組織及び運営)

第4条 創設調査委員会は、学識経験者をもって組織する。

第5条 創設調査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、創設調査委員会委員（以下「委員」という。）の互選による。
- 3 委員長は、創設調査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第6条 委員は総合研究大学院大学長（以下「学長」という。）が委嘱する。

第7条 創設調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ議決をすることができない。

- 2 創設調査委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時には、委員長の決するところによる。
- 3 その他創設調査委員会の運営に関し、必要な事項は、創設調査委員会が定める。

(専門部会)

第8条 創設調査委員会は、必要に応じ、特定の事項について審議するため、専門部会を置くことができる。

(専門部会の構成員)

第9条 専門部会の構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 委員のうち、学長が委嘱した者
- 二 その他学識経験者のうち、学長が委嘱した者

附 則

- 1 この要項は、平成2年6月8日から実施する。
- 2 室長は、当分の間、非常勤とすることができる。

(7)

「学位授与機構の構想の概要について」

平成 3 年 2 月
学位授与機関創設調査委員会

1 学位授与機関の構想

(1) 検討の経過

臨時教育審議会は、昭和61年4月、教育改革に関する第二次答申において、高等教育機関の多様化と連携の問題に関して、「生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する」ことを提言した。

大学審議会は、昭和63年12月、「大学院制度の弾力化について」の答申において、「一つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合に、学位が授与されるいわゆる単位累積加算制度については、学位授与機関の在り方に関する検討や学部段階における単位累積加算制度の検討との関連もあり、今後更に検討する必要がある」と述べ、平成元年3月、文部大臣は、大学審議会に対して、学位授与機関の創設について重点的な審議を要請した。

これを受けて、大学審議会は、「現行制度においては、大学卒業者の称号として位置付けられている学士について、諸外国と同様に学位に位置付ける」ことを前提として、大学教育部会及び大学院部会で調査研究に取り組み、両部会は、平成元年7月、平成2年7月の両度にわたって、その審議経過概要の中に、この問題に関する審議の内容を取りまとめ、大学審議会総会に報告するとともに、一般に公表して関係者の意見を徴した。

その結果、平成3年1月8日に「学位授与機関に関する大学教育部会・大学院部会合同報告」が大学審議会総会に提出され、大学審議会は、同年2月8日、「学位授与機関の創設について」答申したところである。

一方、文部省は、上記の臨時教育審議会及び大学審議会での検討の動向を踏まえて、学位授与機関の具体的な構想の調査研究を進めるため、平成2年6月、文部大臣裁定により「学位授与機関の創設調査組織要項」を定め、「学位授与機関創設調査室」及び「学位授与機関創設調査委員会」を置いた。学位授与機関創設調査委員会は、「生涯学習等専門部会」と「課程指定・学位授与専門部会」を設置して、大学審議会における検討経過に基づき、学位授与機関の組織編制、業務内容その他の創設準備に関する重要事項の審議にあたってきた。

(2) 学位授与機関の必要性

平成3年2月8日の大学審議会の「学位授与機関の創設について」の答申は、学位授与機関の必要性について、次のように述べている。

① 今日、生涯を通じての学習活動への関心・意欲はますます高度化、多様化してきており、また、急激な社会の変化と進展に対応し、たえず新たな知識、技術を修得できるような教育システムの形成が求められている。

このような社会的な要請に応えるためには、大学が、科目登録制（特定の授業科目の単位

修得を目的とする学生を受け入れる制度)やコース登録制(コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度)などいわゆるパートタイムでの学習機会の提供や、大学以外の高等教育段階の学習の成果を大学の単位として認定すること、さらには、これらの多様な学習の成果の累積による学士の学位の授与を行い得るような、制度の弾力化を図る必要がある。

② しかしながら、大学は、当該大学に在籍する学生に対する教育を行い、その成果を評価して学士の学位を授与するものであるから、現に大学に在籍していない者を含めて、個々の大学をこえた複数の大学における学習の成果や大学以外の高等教育段階における多様な学習の成果を適切に評価し、これに学士の学位を授与し得るようになるためには、個々の大学による学士の学位の授与だけでは自ずから限界がある。

③ 一方、学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するものとされている。この考え方は、国際的にも原則として定着しており、かつ、我が国の学位の国際的通用性を考えると、大学による学位授与という原則は、基本的に維持する必要がある。

④ したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、様々な履修形態による多様な学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、高等教育修了の証明としての学士の学位を授与するという社会的な要請に的確に応えるためには、国公立の大学関係者の参画を得て、大学と同様に自主的な判断により学位を授与する独立の機関として、学位授与機関を創設する必要がある。

⑤ また、高等教育段階の教育施設の中には、大学のほかにも、大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的・体系的に行っている教育施設がある。

これらの教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者については、その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与し得るようにすることが要請されている。

⑥ しかしながら、これらの教育施設は、大学とは趣旨、目的、使命を異にするものであるから、これらを学位授与権を有する大学として認可することはできない。また、これらの大学以外の教育施設に学位授与権を認めることは、大学による学位授与という原則に照らして適当ではない。

したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、このような要請に応じていく上でも、学位授与機関の創設が必要である。

(3) 具体的構想 — 創設の趣旨と目的

本学位授与機関創設調査委員会においては、上記の諸提言を踏まえつつ、その具体的な在り方についての調査研究を行い、大要以下のような結果を取りまとめた。

創設されるべき学位授与機関は、大学に準ずる自律的機関として、国公立大学の協力を得て、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、学位(学士、修士、博士)を授与することを主な目的とする。

この場合、①大学における科目登録制・コース登録制などによるパートタイム履修、高等教育レベルでの単位互換、さらには生涯学習体系の進展に伴う単位累積加算制度の導入とその定着等の高等教育の弾力化に対応する部分と、②各省庁大学校など大学・大学院と同等の組織的・体系的な教育を行う施設で、制度上、大学・大学院の認可を与えられないものの修了者に対する学位の授与の部分とがある。

後者の②については、該当教育施設の選定、課程の認定、履修成果ないし研究結果の審査確認等の要件を満たすことにより実施することが可能である。

しかし、前者の①については、関連する諸制度の整備、高等教育における実態の進展・定着に待たねばならぬ点が多く、本委員会としては、前述の大学審議会の答申の趣旨を踏まえ、当面着手し得る第一の段階として、さしあたり、短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与の方策について取りまとめることとした。

しかしながら、学位授与機関に期待される役割を将来の生涯学習社会において十分に果たしていくためには、学位授与機関において、高等教育レベルの学習成果の評価の在り方について、さらに調査研究を重ね、ことに、大学以外の多様な学習の成果を大学の単位として認定することにかかわる基礎的諸問題並びにいわゆる単位累積加算制度の具体案について、検討を進めなくてはならない。

また、高等教育段階の様々な学習機会とその内容・アクセスの方法などについての情報を収集し、広く学習者や高等教育機関に提供することも、この機関の目的を達成する上に不可欠かつ重要な機能であると考えられる。

2 設置形態等

(1) 名 称

学位授与機構とする。

(2) 設置形態

高度の学識を有する国公立大学の教員等の参画を得て、大学関係者が共同して学位の授与等の審査を行うという機関の性格にかんがみ、大学共同利用機関と同様の位置付けの独立した機関（国立）として設置する。

(3) 所在地

当面、神奈川県横浜市に置く。

(4) 開設時期

平成3年7月（予定）

3 業 務

学位授与機構（以下「機構」という。）は、当面、以下の業務を行う。

(1) 短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与

短期大学・高等専門学校の卒業者や大学に一定期間在学した者等で、大学の科目登録制・コース登録制及び本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科において所定の単位を修得し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対し、学士の学位を授与する。

なお、高等専門学校の専攻科については、平成3年2月8日の大学審議会の「高等専門学校教育の改善について」の答申において、その制度化が提言されているものであり、そのような制度改正が行われることを前提としている。

① 学士の学位の授与要件

ア 学士の学位は、次の各号の一に該当する者で、大学の科目登録制・コース登録制及び本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科において本機構の定めるところにより所定の単位を修得し、かつ本機構の行う学士の学位の授与の審査に合格した者に対して、授与する。

1) 短期大学卒業者

2) 高等専門学校卒業者

3) 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者など上記に準ずる者

イ 上記アの本機構の定めるところにより修得すべき単位数については、大学審議会で提言されている大学設置基準の大綱化の実施状況及び授与する学士の専攻分野に即して、さらに具体の検討を行うこととするが、基本的には、下記の方針により取り扱う。

なお、下記①の修得すべきそれぞれの単位数のうち、本機構が定める一定単位数以上は、大学において修得することを要することとする。

[2年制短期大学・高等専門学校卒業者等の場合]

① 2年制短期大学・高等専門学校卒業者等が大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科において修得すべき単位数は、62単位以上とする。

② 取得する学士の専攻分野に係る修得すべき単位数は、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科における修得単位と、短期大学・高等専門学校等における既修得単位を合わせて62単位以上とする。

③ 修得すべき単位数は、2年以上にわたって修得することとする。

[3年制短期大学卒業者等の場合]

① 3年制短期大学卒業者（93単位以上修得することを卒業の要件とするものに限る）等が大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学の専攻科において修得すべき単位数は、31単位以上とする。

② 取得する学士の専攻分野に係る修得すべき単位数は、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学の専攻科における修得単位と、短期大学等における既修得単位を合わせて62単位以上とする。

③ 修得すべき単位数は、1年以上にわたって修得することとする。

② 学士の学位の授与の審査

ア 上記①の学士の学位の授与を行うに当たっては、学士の学位の授与の申請があった者について、修得単位及びその履修の内容が当該学士の学位の授与に相当するか否か及び当該申請者が大学修了者と同等の水準の学力を有するか否かを審査する。

この場合、学習の達成度を確認するための適切な方法(例えば、試験、レポートの審査等)については、授与する学士の専攻分野等に応じ、引き続き検討する。

イ 学士の学位の授与の審査は、本機構に置かれる審査会及び専門委員会が行う。

ウ 専門委員会は、学士の学位の授与の申請があった者につき、修得単位、履修内容及び学習達成度を審査し、その結果を審査会に報告する。

エ 審査会は、各専門委員会の報告を受けて学士の学位の授与の可否を審査し、その結果を本機構の長（以下「機構長」という。）に報告する。

オ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、学士の学位を授与する。

③ 短期大学・高等専門学校の専攻科の認定

ア 上記①のAの本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科は、本機構において、教育課程、教員組織、施設設備等が充実しており、大学教育に相当する水準の教育を実施しているとあらかじめ認定する専攻科とする。

イ 本機構は、短期大学又は高等専門学校の長からの申し出に基づき、上記Aの認定のための審査を行う。

ウ 専攻科の認定のための審査は、審査会及び専門委員会が行う。

エ 専門委員会は、本機構があらかじめ定める基準に準拠して、当該専攻科の教育課程、教員組織、施設設備等について審査を行い、その結果を審査会に報告する。

オ 審査会は、各専門委員会の報告を受けて専攻科の認定の可否を審査し、その結果を機構長に報告する。

カ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、上記アの専攻科として認定する。

キ 認定した専攻科において、教育課程など本機構が定める一定の事項を変更するときには、改めて審査を行う。

ク 当該専攻科における教育研究の実施状況等について、一定期間ごとに審査を行うことがある。

④ その他

上記①アの1)～3)に掲げた者で学士の学位の取得を希望する者が、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科において単位を修得しようとする場合、本機構が単位修得状況を適切に把握し、円滑に学士の学位を授与し得るようにするため、学士の学位の取得を希望する者があらかじめ本機構に申請し登録する仕組みを設けることが適当である。

(2) 大学以外の教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学位の授与

大学以外の教育施設の課程で、本機構が大学・大学院と同等の水準にあると認める課程において、組織的・体系的な教育を受け、本機構の定める要件を満たした者に対し、本機構は、これらの者の申請に基づき、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与する。

① 学位の授与の要件

ア 学士の学位は、本機構が大学の学部と同等の水準にあると認める課程を修了し、かつ、本機構に学士の学位の授与の申請があった者に対して、審査の上、授与する。

イ 修士の学位は、本機構が大学院修士課程と同等の水準にあると認める課程を修了し、かつ、本機構に修士の学位の授与の申請があった者で、本機構の行う修士論文の審査及び試験に合格した者に授与する。

ただし、本機構が適当と認める場合には、特定の課題についての研究(事例研究、制作等)の成果をもって修士論文に代えることができるものとする。

ウ 博士の学位は、本機構が大学院博士課程と同等の水準にあると認める課程を修了し、かつ、本機構に博士の学位の授与の申請があった者で、本機構の行う博士論文の審査及び試験に合格した者に授与する。

エ なお、修士、博士の学位の授与については、本機構が大学院と同等の水準にあると認める教育施設の課程において組織的・体系的な教育を受けた者だけを対象とすることとし、論文博士の授与は行わないこととする。

② 学位の授与の審査

ア 学位の授与の審査は、大学・大学院と同等の水準において行う。

イ 学士の学位の授与の審査は、審査会が行う。

ウ 審査会は、学士の学位の授与の申請があった者につき、当該教育施設の長の単位修得及び課程修了に係る証明を審査・確認し、その結果を機構長に報告する。

エ 修士、博士の学位の授与の審査は、審査会及び専門委員会が行う。

オ 専門委員会は、修士、博士の学位の授与の申請があった者につき、複数の専門委員による学位論文(修士の場合にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査及び試験を行い、その結果を審査会に報告する。

カ 審査会は、各専門委員会による学位論文の審査及び試験の結果の報告を受けて、修士、博士の学位の授与の可否を審査し、その結果を機構長に報告する。

キ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、学位を授与する。

③ 大学・大学院と同等の水準にあると認める課程の要件

大学以外の教育施設の課程のうち、本機構がその修了者に学士、修士、博士の学位を授与する対象として扱うものは、次の各要件を満たすものとする。

ア 当該課程が、専ら国の特定機関の職員を対象とする教育施設の課程など大学・大学院に相当する教育を組織的・体系的に行う課程で、学校教育法及び国家行政組織法体系上、大学・大学院の課程としては設置できないものであること。

イ 当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等が、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程等に照らして、大学・大学院の課程と同等と認められるものであること。

ウ 学校教育法体系において大学以外の学校の正規の課程として位置付けられているものではないこと。

④ 大学以外の教育施設の課程の審査

ア 本機構は、教育施設の長からの申し出に基づき、当該教育施設の課程が、大学・大学院の課程と同等の水準にあると認められるか否かを審査する。

イ 課程の審査は、審査会及び専門委員会が行う。

ウ 専門委員会は、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行い、その結果を審査会に報告する。

エ 審査会は、各専門委員会の報告を受けて課程の認定の可否を審査し、その結果を機構長に報告する。

オ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、当該課程が上記③の要件を満たすと認められる場合には、本機構の学位授与に関し大学・大学院の課程と同等の水準にある課程として認定する。

カ 認定した課程において、教育課程、修了要件など本機構が定める一定の事項を変更するときには、改めて課程の審査を行う。

キ 当該課程における教育研究の実施状況等について、一定期間ごとに審査を行う。

(3) 高等教育レベルの学習成果の評価の在り方に関する調査研究

ア 本機構が、学習の成果を評価し学位を授与するという業務を適切に行うとともに、今後の生涯学習体系のなかにおいて本機構に要請される役割を十分果たしていくためには、学習の成果の評価に関する調査研究を進めていくことが不可欠である。

イ とくに、広く大学以外での様々な学習の成果を大学の単位として認定し、また、それらを含めて大学レベルの学習の成果を累積することにより学士の学位を授与するいわゆる単位累積加算制度など、学習の成果を適切に評価するシステム、あるいは評価にかかわる基本的問題について、本機構が、具体的な調査研究を進めていくことが必要である。

ウ このような調査研究を行うため、本機構に調査研究部門を置き、その体制の整備を図るとともに、国公私立大学の教員等との共同研究を推進する。

エ また、この問題に関し、国際的な研究交流を進めることも重要である。

(4) 高等教育段階の学習機会に関する情報の提供

ア 生涯学習社会の進展に伴い、大学等の生涯学習に果たす役割が増大し、高等教育へのアクセスの多様化、大学等での履修形態の柔軟化及び多彩な学習機会の提供が進みつつある。このような状況の下で、学習を志す者が、学習機会を適切に選択し、自主的に学習を行うためには、学習情報の豊富な提供が必要となっている。

イ このような要請に応えるため、本機構は、大学の科目登録制・コース登録制、短期大学・

高等専門学校の特攻科をはじめとする高等教育段階の様々な学習機会とその内容、アクセスの方法等に関する情報を収集し、広く大学等の高等教育機関や学習者に、これらの情報を提供するとともに、これらの情報の提供を適切に行うためのシステムの開発や体制の整備を図る必要がある。

ウ その際、本機構に登録する学習者に対し、適切な情報を提供する方策についても、検討することとする。

エ また、これらの高等教育段階の学習機会に関する情報の提供にあたって、中央教育審議会の平成2年1月の答申「生涯学習の基盤整備について」において提言されている「生涯学習推進センター」との連携についても検討する。

4 組織・運営

機構の趣旨・目的・業務にかんがみ、基本的に大学共同利用機関と同様の組織・運営とする。

(1) 組織

ア 本機構に機構長、審査研究部及び管理部を置く。

イ 審査研究部に審査部門及び調査研究部門を置き、所要の専任教員等を配置する。

ウ 審査部門においては、学位の授与、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定に関する審査業務を行う。

エ 調査研究部門においては、高等教育レベルの学習成果の評価の在り方等に関する調査研究を行う。

オ 管理部においては、庶務、会計その他の事務を処理する。

(2) 管理運営

ア 広く国公立大学関係者の参画を得て本機構を運営するため、本機構に評議員会及び運営委員会を置く。

イ 評議員会は、本機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、機構長に助言する。

評議員は、大学の学長その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

ウ 運営委員会は、本機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じる。

運営委員は、本機構の専任教員並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

(3) 審査組織

ア 学位の授与、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定に係る審査を行うため、本機構に審査会を置き、審査会に専門委員会を置く。

イ 専門委員会は、学位の授与の申請者に係る修得単位等の審査・学力の判定・学位論文の審査及び試験、短期大学・高等専門学校の専攻科及び大学以外の教育施設の課程の教育課程・教員組織等の専門的事項の審査を行う。

専門委員会は、専門分野、審査対象に応じて、それぞれの業務に必要な専門委員で組織する。

ウ 審査会は、各専門委員会の審査結果に関する報告を受けて、学位の授与、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定の可否の審査を行う。

エ 審査会の委員及び各専門委員会の専門委員は、本機構の専任教員及び国公立大学の教員その他の学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

(参考)

学位授与機関創設調査委員会委員名簿（平成2年度）

氏名	職名
○飯島宗一	学位授与機関創設調査室長 前 名古屋大学長
井内慶次郎	東京国立博物館長
潮木守一	名古屋大学教授
喜多村和之	放送教育開発センター教授
黒羽亮一	筑波大学教授
示村悦二郎	早稲田大学教授
末松安晴	東京工業大学長
田中健藏	前 九州大学長
田村茂	慶応義塾大学教授
戸田修三	中央大学教授
吉田武郎	学校法人一宮女子学園理事長 一宮女子短期大学長
脇田仁	岐阜工業高等専門学校長

(注) ○印は委員長を示す。

生涯学習等専門部会委員名簿

氏名	職名
○飯島宗一	学位授与機関創設調査室長 前 名古屋大学長
井内慶次郎	東京国立博物館長
岡本包治	立教大学教授
喜多村和之	放送教育開発センター教授
黒羽亮一	筑波大学教授
示村悦二郎	早稲田大学教授
高鳥正夫	東横学園女子短期大学長
山本恒夫	筑波大学教授
吉田武郎	学校法人一宮女子学園理事長 一宮女子短期大学長
脇田仁	岐阜工業高等専門学校長

課程指定・学位授与専門部会委員名簿

氏名	職名
○飯島宗一	学位授与機関創設調査室長 前 名古屋大学長
潮木守一	名古屋大学教授
末松安晴	東京工業大学長
菅野卓雄	東京大学教授
橘正道	千葉大学教授
田中健藏	前 九州大学長
田村茂	慶応義塾大学教授
戸田修三	中央大学教授
藤田宏	明治大学教授
安原義仁	広島大学助教授

(8)

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律及び 学位規則の一部を改正する省令の施行について

平成3年6月24日文高大第207号
文部事務次官から各国公立大学
長、放送大学長、各国公立高等専
門学校長、各都道府県知事、各都道
府県教育委員会教育長、大学を設
置する地方公共団体(都道府県を除く)
の長、大学又は高等専門学校を設
置する各学校法人の理事長、放送大
学園理事長あて通知

このたび、別添1のとおり「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」(平成3年法律第23号。以下「改正法」という。)が平成3年4月2日に公布され、同年7月1日から施行されることとなりました。

また、別添2のとおり「学位規則の一部を改正する省令」(平成3年文部省令第27号。以下「改正省令」という。)が、平成3年6月3日に公布されるとともに、別添3及び4のとおり平成3年文部省告示第72号及び第73号が平成3年6月5日に告示され、同年7月1日から施行されることとなりました。

改正法及び改正省令の趣旨は、従来称号として位置付けられていた学士を学位として位置付けるとともに、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展の観点から、学位授与機構を新設し、同機構が高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うこととしたほか、修士及び博士の種類を廃止するなど学位制度の見直しを行い、併せて、国立の大学及び短期大学部の設置・廃止を行うこととしたものであります。

これらの改正のうち、学位に関する事項の概要及び留意点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、それぞれ関係のある事項についてその運用に遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

第1 学士を学位に位置付けたこと等について

- (1) 従来学士は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定(改正前の第63条)により、大学を卒業した者が称することができる称号として位置付けられていたが、諸外国と同様にこれを大学が授与する学位として位置付け、大学は、当該大学を卒業した者に対し学士の学位を授与するものとしたこと。(改正後の学校教育法第68条の2第1項、改正後の学位規則(昭和28年文部省令第9号)第2条関係)
- (2) 改正法の施行前に既に大学を卒業している者の学士の称号については、他の法令の適用等において学士の学位と同様の取扱いをする必要があることから、これを学士の学位とみなすこととしたこと。(改正法附則第4項関係)
- (3) 上記に関連して、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)等の法律の規定の整備を行ったこと。(改正法附則第5項、第7項及び第8項関係)
- (4) 上記の改正のほか、大学が行う修士及び博士の学位授与については、学士を学位に位置付けたこと及び下記第2のとおり学位授与機構が学位を授与することとしたこととの関連で、次のように学校教育法の規定の整備を行ったこと。

- ① 大学は、文部大臣の定めるところにより、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与することを法律上明らかにしたこと。(改正後の学校教育法第68条の2第1項関係。改正後の学位規則第3条及び第4条第1項参照。)
- ② 大学は、文部大臣の定めるところにより、上記①により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができること(いわゆる論文博士制度)を法律上明らかにしたこと。(改正後の学校教育法第68条の2第2項関係。改正後の学位規則第4条第2項参照。)

第2 学位授与機構が行う学位授与について

- (1) 学位の授与に関し、次の業務を行う機関として、学位授与機構を新設することとしたこと。(改正後の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第9条の4関係)

- ① 学校教育法に定めるところにより学位を授与すること。(下記(2)参照。)
- ② 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- ③ 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

- (2) 学位授与機構は、次のとおり学位の授与を行うこととしたこと。(改正後の学校教育法第68条の2第3項及び改正後の学位規則第6条関係)

- 1) 短期大学・高等専門学校卒業等が大学等においてさらに一定の学修を行った場合の学士の学位の授与

学位授与機構は、同機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者として次のイ～ハのいずれかに該当する者で、大学において科目等履修生等により一定の単位を修得し、又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科のうち同機構が定める要件を満たすものにおける学修その他文部大臣が別に定める学修を行い、かつ、同機構が行う審査に合格した者に対して、学士の学位を授与することとしたこと。(科目等履修生については、「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(平成3年6月24日付け文高大第184号文部事務次官通知)」を参照のこと。)

- イ 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者
- ロ 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- ハ これらの者と同等以上の学力がある者として文部大臣が別に定める者

なお、上記ハの文部大臣が別に定める者として、別添3のとおり旧国立工業教員養成所の卒業生及び旧国立養護教諭養成所の卒業生を定めたこと。(平成3年文部省告示第72号)

また、上記の文部大臣が定める学修として、別添4のとおり大学に置かれる専攻科における学修を定めたこと。(平成3年文部省告示第73号)

- 2) 大学以外の教育施設に置かれる課程の修了者に対する学士、修士又は博士の学位の授与

学位授与機構は、同機構が定めるところにより、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、その教育を行うにつき学校教育法以外の法律において特別の規定があるものに置かれる課程で、同機構が大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、同機構の行う審査に合格した者に対し、それぞれ学士、修士又は博士の学位を授与することとしたこと。

- (3) その他、高度の学識を有する大学教員等の学位授与の審査への参画、論文要旨等の公表、学位の名称、博士の学位授与の報告、学位規程の文部大臣への報告及び官報への公示等について規定の整備を行ったこと。(改正後の学位規則第7条、第8条、第9条第2項、第11条、第12条、第13条第2項及び別記様式第2関係)

- (4) 上記の改正のほか、学位授与機構の長及び教員について、大学共同利用機関等と同様に教育公

務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定を準用するとともに、同機構に、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和57年法律第89号）の規定を適用することとしたこと。（改正法附則第6項及び第9項）

第3 修士及び博士の種類の廃止等について

(1) 課程制大学院制度の趣旨に沿って、すべての分野において学位授与の円滑化を図るとともに、学術研究の高度化、学際領域への展開等の状況に柔軟に対処するため、修士及び博士の種類に関する規定を廃止したこと。（改正前の学位規則第2条，別表第1及び別表第2関係）

また、教育研究の多様化、学際領域への展開等に対応し、各大学の教育研究の柔軟な設計を可能にするため、学士についても同様にその種類を定めないこととしたこと。

(2) なお、どの専攻分野で学位が授与されたかを表記することは社会的に有用であるので、各大学において学位を授与する際には、その定めるところにより、専攻分野を付記するものとしたこと。

（改正後の学位規則第10条関係）

この場合、付記する専攻分野の名称は、その社会的通用性に配慮し、過度に細分化しないようにする必要があること。

(3) 大学が博士の学位を授与した場合に文部大臣に提出する報告書の様式を簡素化したこと。（改正後の学位規則別記様式第一関係）

第4 その他

(1) 上記第1から第3までの改正内容の施行期日は、平成3年7月1日であること。

(2) 各大学においては、上記第1及び第3の趣旨に沿って学内規程等の整備を行う必要があること。

別添1～4 （略）

(9)

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

(衆議院文教委員会)
平成3年3月6日

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

- 1 学位授与機構の運営に当たっては、学位認定の基準、方法を明確にし、学位の水準の維持に努めること。また、学位認定に当たる教授は常に学問研究の第一線にある者を充て、併せて実質的な学位認定ができるだけの体制の整備を行うこと。
- 2 大学における学位授与のあり方を改善するとともに、社会人が容易に大学に学位論文の審査を申請できるようにすること。また、このため、論文博士の認定に当たる大学教授の確保とその待遇の改善に努めること。

(以下略)

(参議院文教委員会)
平成3年3月26日

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

- 1 学位授与機構の運営に当たっては、学位認定の基準、方法を明確にし、学位の水準の維持に努めること。また、学位認定に当たる教授には視野が広くかつ学問研究の第一線にある者を充て、併せて実質的な学位認定ができるだけの体制の整備を行うこと。
- 2 (略)
- 3 (中略) また、学位授与の円滑化を図るための積極的な施策を講ずること。

(以下略)